

第2章

リベリアにおける平和構築と DDR

山根 達郎

要約：

本稿は、その中間報告という性格であることから、リベリアにおける平和構築のプロセスについて時系列にまとめることを主たる目的とし、1990年頃から激化したリベリア内戦と（和平合意後、1997年に大統領を選出）、2000年以降に同地域で再発した内戦とを、それぞれに対応してきた国際平和活動による平和構築政策の観点からその概要を示した。その際とくに、平和構築の重要課題にひとつである元戦闘員の武装解除、動員解除、再統合（DDR: disarmament, demobilization and reintegration of ex-combatants）に着目した。本稿のおわりには、以上の各時期のリベリア内戦にとって国際平和活動による平和構築政策が含意するところについて、現時点における筆者の見解を示した。

キーワード：

平和構築、DDR、元戦闘員、国際平和活動、リベリア

はじめに

1997年、国連 PKO の展開を含む国際支援を受け、民主的選挙による新大統領の選出というプロセスを経て一度は収束したリベリア共和国の内戦であったが、同国では2000年頃より、新たな内戦が勃発した。前回内戦とは異なる

り、国連憲章第7章下の強制措置も含む国連 PKO が展開し、かつ、和平合意に基づく国家建設のために国連 PKO が継続してプレゼンスを示す中、2005年11月には大統領選挙の実施にまでこぎつけた。

2006年1月、エレン・ジョンソン＝サーリーフ（Ellen Johnson-Sirleaf）リベリア新大統領の就任式が行われた一方で、同年3月には、2003年8月よりナイジェリアに亡命していたチャールズ・テイラー（Charles Taylor）元同国大統領がシエラレオネ特別法廷（The Special Court for Sierra Leone）に戦争犯罪の容疑で移送（2006年6月には、さらにハーグ国際刑事裁判所に移送）された。この両事実は、同国における大掛かりなレジーム・チェンジのプロセスを際立たせて見せた。

リベリアにおける和平プロセスを説明する上で、こうした事実を並べてみると、いかにも紛争後平和構築の度合いが進展していることを思わせる。しかし、こうした状況の流れが、必ずしもリベリアにおける和平プロセスの永続的發展を約束するわけではない。なぜなら我々は、こうした和平プロセスにかかる成果の積み重ねだけでは、どの時点で紛争の再発を防ぐことに成功したか、確信をもって推し量ることは不可能に近いことを知っているからである。事実、1990年代に同国で起きた国内紛争に対する和平プロセスで、展開していた国連 PKO は、その和平構想、合意、履行へとステップを踏み、選挙の実施を成功裏に終えていた。それにもかかわらず、紛争は再発したのである。そのため、今世紀に入っても国内紛争が再燃したリベリアの事例に対し、新たな国連 PKO の展開が選挙後1年経過した時点においても継続している状況は、予算面などテクニカルな議論はさておき、平和構築と紛争予防の観点からすれば当然の政策判断であると理解できる。

冷戦以後にアフリカが経験してきた紛争後平和構築の積み重ねが和平合意の無視といったわかりやすい説明の仕方で崩れるといった様子は、なにもリベリアだけでの現象ではない。現在も紛争が継続するソマリアをはじめ、かつてのアンゴラ、あるいはシエラレオネやコンゴ民主共和国でもそうであった。普遍的な国際平和活動の代表格である国連は、こうした時代に平和活動

のオプション（平和維持、平和構築、紛争予防、平和強制、平和創造など）を提示し、かつ統合的な視点を盛り込んできた。以上のような平和活動の事例をながめてみれば、無論、国内紛争に対する対応として発展してきたかのように思える。いつしかこうした平和活動は、国内紛争の舞台となった脆弱国家の国づくりを進めるための中長期的で包括的な平和構築のあり方をめぐった議論を反映するようになった。

国づくりを目指す以上、紛争後の平和構築のメニューは肥大化する方向で議論が発展するものであり、したがって関心のある実務者や研究者によってその視点は様々である。ただし、例えばローランド・パリス（Roland Paris）が指摘したように、現代の脆弱国家における紛争後の平和構築の問題は、自由主義・経済市場主義を基礎としたガバナンス構築が志向されるため、実は国際政治学上の極めてオーソドックスな議論とも重なっている（Paris[2004:13]）。したがって、当該国家の再建をめぐる研究手法としては、地域を詳細にみていく研究作業とともに、主に国際政治学による理論に基づいて事象を一般化する研究作業も不可欠であり、新しい平和構築の分野においても、既存の理論的パースペクティブからもなお有益な視点が提供されよう。

本稿では、以上の問題意識を念頭におきながらも、その中間報告という性格から、リベリアにおける平和構築のプロセスについて時系列にまとめるという作業を、まずはおこないたい。第1節では1990年代を、続く第2節では、2000年以降のリベリアにおける紛争（後）状況を平和構築の観点から調査する。その際、平和構築の重要課題のひとつである元戦闘員の武装解除、動員解除、再統合（DDR: disarmament, demobilization and reintegration of ex-combatants）に留意しつつ、以上の各時期のリベリア内戦にとって国際平和活動による平和構築政策が含意するところについて模索したい。

1. 1990年代のリベリア内戦と平和構築

1.1. ドウ政権に対するテイラーの反発

アメリカからの解放奴隷が 1822 年当時にこの地域に入植し、彼らによって建国のための作業が急速に進められると、1847 年にはリベリア共和国が成立した。その後暫くは入植者である「アメリコ・ライベリアン (Americo-Liberian)」が権力を握っていたが、1980 年、同地域における先住民のひとつであるクラン (Krahn) 族出身のサミュエル・ドウ (Samuel Doe) 軍曹がクーデターを起こした。これを機にドウ軍曹は政権を奪取すると、政権内部にはクラン族の出身者を中心にその要職を占めるようになった。

これに対し、1989 年 12 月 24 日、チャールズ・テイラーは、徹底的な反アメリコ・ライベリアン政策を進めるドウ政権に反対するために「リベリア国民愛国戦線 (NPFL: National Patriotic Front of Liberia)」を率いてコートジボワール国境から国内に向けて武装蜂起をおこなうと、たちまち暴力の連鎖がおこり、国内紛争へと発展していった (Boas[2001:709])。

実は、テイラーは 1948 年、同国首都でアメリコ＝ライベリアンの父と、ゴラ (Gola) 族出身の母から生まれ、リベリア国内でその幼少期を過ごした (真島[2000:311])。そのため、テイラーは、アメリコ＝ライベリアンの血を引く者のひとりであった。しかし、これを政治的に圧倒したドウ政権に対して当初から反発していたわけではなかったようである。なぜなら、彼はアメリカで高等教育を受けた後、1980 年ごろにリベリアに戻ると、すぐにその能力を買われドウ政権期の閣僚ポストを得ていたからである (Boas[2001:721])。しかし、1983 年に彼は 100 万米ドルもの国宝を盗んだとの汚職が発覚し、米国へ亡命を余儀なくされることとなった (Boas[2001:721])。

その後テイラーはガーナに移動し、1985 年のギオ (Gio) 族のトーマス・クィウォンパ (Thomas Quiwonkpa) によるクーデターに関する反乱に加わった。これもあえなく失敗した後、テイラーは、1987 年ごろからリビア政府と交渉し、コートジボワール国内で複数のリベリア人亡命団体に接触していたという (真島[2000:311])。さらには同国東部に位置するニンバ (Nimba) 州から国外に逃げ込んだ難民や元戦闘員に呼びかけ、彼らの一部に対しリビ

アで軍事訓練を施すと、1989年初頭には NPFL 中核グループとして 160 名が アビジャンに集結することになった（真島[2000:311]）。

テイラーがどの時点でドウ政権に対して反抗の思いを抱き、かつ軍事的行動に駆り立てたのかは不明であるが、NPFL は、すぐさまコートジボワール国境からニンバ州に侵攻し、リベリア国軍基地を攻撃していった。ドウ大統領はこれに対して反撃する中で、地元のギオ・マオ（Gios and Maos）系住民数百名を再び無差別に虐殺したため、同住民は感情的に NPFL 側に加勢したことで、結果的に NPFL 側の勢力増強につながり、1990 年 4 月には、NPFL がニンバ州を軍事的に掌握することになった（真島[2000:311]）。

1.2.国内人道危機と ECOMOG による介入

さらに、1990 年 7 月には、NPFL と、新たな武装集団である「独立リベリア国民愛国戦線（INPFL: Independent National Patriotic Front of Liberia）」とが共闘し、兵力数は 5000 名にまで膨れ上がった（Boas[2001:709]）。ドウは、テイラーを支援すると見られるギオ・マオ系住民への攻撃を激化し、他方でテイラーは、ドウを支援すると見られたクラン・マンディンゴ（Krahns and Mandingos）系住民を攻撃するよう NPFL 兵士たちに指示した（Boas[2001:709]）。NPFL が首都モンロビアを除く全土を軍事的に制圧すると、国内は大規模な人道的危機に陥った。国内秩序が破壊され、西アフリカ地域の安全保障に影響が及ぼされるようになっていった。1990 年夏の終わりまでには、テイラー側は国際空港を占拠し、リベリア最大規模を誇るファイヤストーン・ゴム工場（Firestone Rubber plant）も彼らに掌握されると、モンロビア郊外は NPFL で埋め尽くされた（Boas[2001:709]）。

このような事態を受け、ドウ大統領による要請に基づき、1990 年 8 月、国連や米国の動きのない中、ナイジェリアが主導するかたちで西アフリカ経済共同体（ECOWAS: Economic Community of West African States）は、同国国内での停戦が合意される以前に、ECOWAS 停戦監視団（ECOMOG: ECOWAS Cease-Fire Monitoring Group）の派遣を決めた。ECOMOG が反政府勢力に対

して強制武装解除を迫る中、紛争当事者間で協議がおこなわれるが（国内 17 部族から構成される「国民統一暫定政府（IGNU: Interim Government of National Unity）」の樹立）、NPFL はこの協議への参加を拒否した。次いで 1990 年 9 月、ECOMOG を受入れたドウ同国大統領が反政府側の兵士に拉致された後に殺害されると、ついには NPFL と ECOMOG との間の戦闘に発展した。

1991 年 5 月には、マンディンゴ系のエルハジ・クロマー（Alhaji Kromah）がクラン系亡命者と結託して「民主リベリア統一解放戦線（ULIMO: United Liberation Movement of Liberia for Democracy）」を結成したが、クロマーはその軍指揮官に就任し、主導グループにはクラン系を登用していった。NPFL と ECOMOG との戦闘の一方で、NPFL と ULIMO との戦闘もはじまり、いよいよ三つ巴の様相で戦闘が激化していった。

1.3. コトヌー和平協定と国連 PKO の展開

しかし、国連も ECOWAS の活動を支持したことや（UN[1992a]）、ECOWAS と国連による武器禁輸措置が行使されたことも影響し（UN[1992b]）、次第に孤立した NPFL は交渉に加わる姿勢を示してきた。こうした NPFL 側の歩み寄りを受けて、国連、アフリカ統一機構（OAU: Organization of African Unity [現 AU: African Union]）および ECOWAS の支援のもと、リベリアの紛争当事者である主要 3 派（IGNU、NPFL、ULIMO）間によるコトヌー和平協定（1993 年 7 月）が結ばれることになった。

コトヌー和平協定によれば、ECOMOG が紛争当事者による合意履行の監視をおこない、国連監視団が ECOMOG による監視活動をさらに監視・検証するという内容であった。なお、和平合意に記された DDR 関連のマンデート（ECOMOG および国連 PKO）については以下の通りであった。

コトヌー和平協定¹

第6条（武装解除）

武装解除は、停戦の究極の目的であり、当事者は、国連 PKO の監視および検証を受けた ECOMOG の監視の下で武装解除をすることに合意し、またそれを進んで実施する意思を表明する...（中略）...²。

第9条（動員解除）

第1項：当事者は、リベリア人ではない戦闘員または傭兵の所属するいかなる交戦集団に対しても、彼らを本国に送還するものとし、また、それらの者が所属することが明らかになった場合には、その交戦集団はリベリア政府から追放されるものとするに合意する。

第2項：さらに、当事者は、国連、その他の諸国際機構および諸国家に対して、すべての元戦闘員の通常の社会生活へ向けての動員解除、再訓練、社会復帰（rehabilitation）、および、社会への再吸収（re-absorption）のプロセスに関して、計画を立案し、資金を提供するように要請する。

この和平合意を受けて、国連は、1993年9月、国連リベリア監視団（UNOMIL: United Nations Observer Mission in Liberia）（1993年9月—1997年9月）を派遣した（UN[1993]）。UNOMIL のマンデートは、「ECOMOG との調整」の下、停戦違反の調査、和平合意遵守の監視、選挙プロセスの監視と検証、人道援助活動に対する援助、動員解除の立案、地雷除去の支援等を含んでいた。コトヌー和平協定の内容に加え、UNOMIL のマンデートを見ていくと、この時点で、ECOMOG は、コトヌー和平協定以前に行使していた平和強制機能を、同協定締結を受けて設置された UNOMIL の持つ平和維

¹ http://www.usip.org/library/pa/liberia/liberia_07251993.html USIP, peace agreements, Liberia, Cotonou Agreement. の該当部分を本稿筆者が邦訳した。

² この後半部分には具体的な武装解除手順が記されている。

持機能の枠内で独自に行使できる権限を得たと捉えることができる（山根[2004:155-159]）。ECOMOGによる業務を監視する立場にある UNOMIL に付与された武装解除のマンデートは、ECOMOG に実質的な責任を与えられていたのである。マーク・マラン（Mark Malan）も指摘するように、ECOMOG は、自らの平和強制機能を、後続した非強制型国連 PKO（UNOMIL）のマンデートの枠内でも発揮していた（Malan[2001:116]）。しかし、それでもコトヌー和平協定は、紛争当事者によって無視される状態が続いたのも事実である。

1994 年に入ると、ULIMO は「マンディンゴ系クロマー派（ULIMO-K: United Liberation Movement of Liberia for Democracy-Kromah）」と「クラン系ジョンソン派（ULIMO-J: United Liberation Movement of Liberia for Democracy-Johnson）」に分裂、西部ダイヤモンドをめぐる戦闘状態に入った。さらに 1996 年になると、ULIMO-J は軍事的に弱体化し、他方で NPFL と ULIMO-K が国内の 2 大勢力へとなくなっていった。そのころ、当時の ECOWAS 議長の仲介で、コトヌー協定を補足するかたちで、追加的に 3 つの協定（アコソボ協定、アクラ協定、アブジャ協定）が結ばれたが、その最も重要な内容な 1997 年におこなわれる選挙日程の具体化であった。

1997 年 7 月、同国において選挙が開催されると、反政府側であったテイラー候補が当選し、大統領として新政権を発足させた。議会は旧 NPFL である「国民愛国党（NPP: National Patriotic Party）」が第一党となり、その内訳は、与党となった NPP（テイラー 得票率 75%）が上下院 90 議席中 70 議席を確保するという内容であった（真島[2000:315-316]）。これに対し、サーリーフを首班とする統一党（UP: Unity Party）は野党第一党に留まり、クロマー率いる全リベリア連合党（ALCOP: All Liberian Coalition Party）は野党第二党となった。これを受けて、UNOMIL は同年 9 月に、次いで ECOMOG も翌年には撤退することになった（その後は、「国連リベリア平和構築支援事務所（UNOL: United Nations Office in Liberia）」が連絡機能を果たしていた。）。

2. 2000年以降のリベリア内戦と平和構築（2006年まで）

2.1.紛争再発と国際社会の反応

同国における大統領選挙後、UNOMIL が 1997 年 9 月に完全撤退していたが、同国は一応の安定を見せていた（Boas[2001:713]）。しかし、テイラー政権は、国際社会から、隣国シエラレオネ国内に展開する反政府武装勢力「革命統一戦線（RUF: Revolutionary United Front）」を主導していると見られていたことから、国連安保理決議により経済制裁を受け、他方で米英からはならず者国家（rogue state）とのラベルを貼られた（Boas[2001:713]）。

さらに、国内のテイラー政権に反対する勢力に加え、隣国ギニアからの支援を受けた武装勢力がリベリア国内に侵攻すると、2000年2月には、これらの勢力が寄り集まって反政府勢力「リベリア和解・民主連合（LURD: Liberian United for Reconciliation and Democracy）」が結成された（酒井[2004:366]）。また、2003年4月には、テイラー同国大統領と、これに反発する武装組織 LURD や、コートジボワールの支援を受けて結成された「リベリア民主連合（MODEL: Movement for Democracy in Liberia）」等との間で戦闘が再開された（酒井[2004:366]）。

これに対し、ナイジェリアによる仲介が進められ、同月17日には、ガーナの首都アクラにおいて、リベリア政府、LURD、MODEL との3者間で停戦合意が結ばれた³。この合意は、テイラーの辞任を含むという、現職大統領の辞任による同国におけるレジーム・チェンジを明確に示したが、他方で合意後もモンロビア周辺やギニア国境付近等において紛争当事者間で武力衝突が続けられていた。

こうした合意後の不安定な状況を打開するため、2003年7月には AU 首脳

³ 六辻[2004:26]によれば、ナイジェリアがリベリアに介入した要因として次の2つを挙げている。すなわち、六辻によれば、第1に、域内紛争が自国に及ぼす影響として、小型武器問題は西アフリカ全体の安全保障に関係していること、第2に、ナイジェリア自体の国際環境の改善の必要性から、それまでの人権弾圧と欧米諸国から捉えられていた点をかわすこと、があるという。

会合が開催されると、AU は、ECOWAS 諸国による軍事派遣を要請した。また、同会合の主導的立場であったナイジェリア大統領と南アフリカ共和国大統領は共同でテイラー政権に対する退陣と出国（ナイジェリアへの亡命）を要請した。この要請を受けて ECOWAS は、即座に「リベリア特別軍事組織（ECOMIL: ECOWAS Mission in Liberia）」を結成し、3250 名の規模の同国における軍事展開の準備を始めた。さらに、同月、米国も ECOMIL を支援することを決め、リベリア沿岸沖での軍事力の展開を開始した。2003 年 8 月 1 日には、米国から提出された決議案をもとに、国連安保理決議 1497 が採択され、ECOMIL 等で構成される多国籍軍の設置を承認するとともに、この多国籍軍に続く国連 PKO の設置が容認された（UN[2003a]）。

国際社会による影響力を受けて、同月 11 日にはテイラー大統領が辞任を表明すると共に、ナイジェリアに亡命した。続けて同月 14 日に米軍がリベリア本土に軍事展開（米軍によるアフリカ本土への軍事展開はソマリアに次いで 2 度目）をすると、同月 18 日、アクラにおいて、リベリア政府側と反政府側との間に「リベリア和平合意」⁴が成立した。同合意は、ECOMIL による停戦監視、国際安定化軍（多国籍軍）の役割、撤退、野営地および DDRR（DDR + Repatriation）、SSR、政治犯の釈放、人道支援、ガバナンス改革委員会の設置、選挙改革等、国家建設全般に関わる内容を含めていた。同合意は、DDR 活動に関しては、ECOMIL および（ECOMIL を含む）多国籍軍のマンデートとして提示していた。

2.2. 国連安保理決議 1509 による UNMIL 派遣

こうした展開を受けて、同年 9 月 19 日、国連安保理は、国連安保理決議

⁴ http://www.usip.org/library/pa/liberia/liberia_08182003_toc.html USIP, peace agreements, Liberia, Comprehensive Peace Agreement Between the Government of Liberia and the Liberians United for Reconciliation and Democracy (LUAD) and Movement for Democracy in Liberia (MODEL) and Political Parties. の該当部分を本稿筆者が邦訳した。

1509 を採択し、1 万 5000 名程度という最大規模の国連 PKO である国連リベリア・ミッション（UNMIL: United Nations Mission in Liberia）の派遣を決議した（UN [2003b]）。同決議のマンデートは、大きく分けて、①停戦合意の履行支援、②国連のスタッフ・施設およびシビリアンの保護、③人道・人権支援、④治安／安全保障部門改革支援、⑤和平プロセスの履行支援、の 5 つから構成されていた。

「停戦合意の履行支援」の枠組みでは、さらに 8 つに分けてその詳細が示されている。それらは、①停戦合意の履行監視および停戦合意違反の調査、②すべての紛争当事者（武装組織）の本部との継続した関係維持、③宿营地（cantonment）設置の支援および同地域における治安の確保、④すべての紛争当事者の武装組織の宿营地およびその開放のための監視、⑤合同軍事委員会（JMC: Joint Monitoring Committee）の支援、⑥DDRR（DDR + Repatriation）、⑦JMC との協調の下、包括的和平合意および停戦合意にしたがった履行の支援、⑧鍵となる政府管轄施設（港、空港、その他の重要インフラ等）における治安の提供、を含んでいる。とくに DDRR に関しては具体的に次のように示されている。

国連文書（S/RES/1509）パラ 3

(f) 国際金融機関、国際開発機関、ドナー国、JMC との協調に基づき、武装したすべての当事者に対する DDRR の全体的な履行に向けた行動計画を、この決議の採択後（できうる限り）30 日以内に立てる（戦闘に関与する子供および女性に対する特別ニーズ、リベリア人以外の戦闘員への配慮を含む）。

(g) 組織化された DDRR プログラムの一部として武器・弾薬の破壊および回収のための自発的武装解除を実行に移す。

DDR の計画立案を「30 日以内」とした文言は、それまでに設置されてい

た国連 PKO のマンデートと比較して最も短いものであった⁵。ここからは、DDR を支援する国際平和活動と、DDR の対象である紛争当事者とが、DDR をリベリアにおいて早期に実施すべき最重要課題のひとつととらえていたことがみてとれる。

こうした国際的な支援を受ける中、同年 10 月には、ジュード・ブライアント (Gyude Briant) 氏が政府議長に指名されて同国における暫定移行政権が発足した。DDRR プログラムは、2003 年 12 月から UNMIL を中心に首都モンロビア等で始められた。その後、DDRR は、武力衝突により一時作業を中断したが、2004 年 4 月から再開している。2004 年 2 月 6 日には、リベリア閣僚級支援国会合がニューヨークで開催され、米、フランス、日本などの主要国が DDR を含むリベリア和平について討議し、効果的支援のための資金提供の表明をおこなった。

最近の同国国内の動きとしては、2004 年 11 月 3 日、これまでリベリア国内で戦闘を継続してきた LURD と MODEL が、首都モンロビアで開催された式典に出席する中、改めて停戦および武装解除に応じる内容の合意を結び、正式に組織の解体を表明している。その結果、2005 年 2 月には、101,495 名の武装解除および動員解除を完了 (内、男 (成人) 68,162 名、女 (成人) 22,370 名、男子児童 8,523 名、女子児童 2,440 名) し、武器回収および破棄の数は、武器 28,314 個、弾薬 33,604 個にも上った。

2005 年 10 月には、大統領・議会選挙が、また同年 11 月には大統領決選投票が行われ、その結果、1997 年の大統領選挙で次点となったサーリーフ氏が勝利し、2006 年 1 月には就任式が挙行された。他方、同大統領によって、ナイジェリア政府に対して前大統領のテイラーの戦争犯罪人引渡し要求があり、これを受けたナイジェリア大統領は、同年 3 月、テイラーを拘束し、シエラ

⁵ 「DDR」の文言を含むマンデートをもった国連 PKO には、UNMIL 以前には、シエラレオネ (UNAMSIL)、コンゴ民主共和国 (MONUC)、コートジボワール (MINUCI) での事例があった。MONUC には、「45 日以内」という文言があるが、そのほかの 2 つには時限が指示されていない。詳しくは、山根[2006] 巻末資料の国連安保理決議・マンデート文言集 (DDR 関連) を参照されたい。

レオネ特別法廷に移送（治安強化のため、UNMIL が一時的にシエラレオネ首都フリータウンに展開）した。続いて同年 6 月には、テイラーは、シエラレオネ特別法廷からオランダのハーグにある国際刑事裁判所に再移送されている（UN [2006a]）。他方、現地の治安状況に鑑み、UNMIL の派遣延長についても、国連安保理決議 1712 では、2007 年 3 月 31 日までの延長が決定している（UN[2006c]）。

2.3.UNMIL による進捗報告書にみるリベリア DDR の現状

2003 年 12 月 15 日に最初の「UNMIL に関する事務総長進捗報告書(Progress Report of the Secretary-General on the United Nations Mission in Liberia)」が公表されてから、2006 年 12 月 11 日付の同報告書ですでに 13 回目となった。同報告書は、その基本的な構成として、「主な政治的発展」、「治安状況」を説明した上で、UNMIL のマンデート実施に対する進捗状況を報告している。

第 12 回目の同報告書（2006 年 9 月 12 日付）では、リベリア政府、真実和解委員会、SSR の国家機能がまだまだ不十分であるとの見解から、UNMIL がさらに 1 年間延長して展開する内容を勧告する一方で、2006 年～2007 年（フェーズ 1 と記載している）の UNMIL 強化、縮小、撤退に向けたベンチマークを示している（UN[2006b]）。このベンチマークは 4 つのカテゴリー（①治安／安全保障、②ガバナンスと法の支配、③経済再活性化、④インフラストラクチャーとベーシック・サービス）から構成されている。それぞれのカテゴリーでは、さらに 2～7 つの具体的ベンチマークに分けられ、これらのベンチマークに対応する形式で進捗を計るための指標が示されている。こうした具体的ベンチマークのうち、とくに DDR が組み込まれている「治安／安全保障」の分野では、リベリア国軍・警察のトレーニングと展開、国家治安／安全保障戦略・構成に基づく国家による展開、元戦闘員の再統合と難民帰還・再統合、が盛り込まれており、それぞれ UNMIL の縮小・撤退時期を考慮する上での重要な指標として関連付けられている。

こうしたベンチマークの明示的設定に留意しながら、2006 年 12 月 11 日付

の同報告書では、とりわけ DDR の進捗について次のように示されている (UN[2006d])。

元戦闘員の社会復帰と再統合 (紛争に影響された人々の再統合)

(パラ 13) 11 月 15 日時点で、約 39,000 名の元戦闘員が再統合プログラムに吸収されていない。他方、2007 年 7 月までには、彼らのうち 16,624 名が国連開発計画 (UNDP : United Nations Development Programme) の信託基金によるプロジェクトから供与され、さらに 22,544 名は 2 国間援助に基づくプログラムにより供与される予定である。

(パラ 14) DDR 国家委員会 (NCDDR: National Commission on Disarmament, Demobilization, Reintegration and Repatriation) を構成する合同履行ユニット (JIU: Joint Implementation Unit)、UNMIL、UNDP は、約 8,000 名の元戦闘員を吸収する 10 プロジェクト (能力開発トレーニング) を最近承認した。これまで 3,000 名の元戦闘員がこれらのプロジェクトに登録済みである。さらに、元戦闘員はいくつかの正式な教育スキムの登録を選択することが可能となっている。

(パラ 15) UNMIL は、探索活動を通じて発見され、あるいは自発的な投降により提出された余剰武器・弾薬について引き続き回収・廃棄をおこなっている。2004 年 11 月の武装解除・動員解除終了以来、632 個の武器、74,403 個の弾薬、1,002 片の不発弾、11,622 個の雑備品が回収・廃棄された。これらに加え、230 丁のライフルと拳銃、19,935 個の弾薬、457 棟の武器弾薬庫... (中略) ...等が、2006 年 1 月から UNDP により開始されている開発プログラムのためのコミュニティ武器回収のもとで回収された。

おわりに

本稿では、リベリアにおける内戦と、これに対応する平和構築の実践につ

いて、1990年代と、2000年～2006年までの期間の別で時系列的に説明し、とくに包括的な平和構築に不可欠なDDRについてその詳細を示した。本稿は、その中間報告としての性格上、紛争後平和構築が内包する理念的特徴が国際平和活動の行動原則に影響を示している可能性について意識しつつも、いずれそうした理念上の分析を進められていくことを前提とした準備作業であった。

平和構築の観点からすると、冷戦終結後、2度にわたる大規模な国際平和活動の展開を受けたリベリアの事例は、紛争の再発を免れなかった事実からもわかるように、紛争回避のための平和構築政策は結果的にはうまくはいかなかった。しかし他方で、リベリアにおける平和構築は、少なくとも次の3点において特徴的な事例でもあった。まず第1に、国連PKOに加え、地域機関であるECOWASが治安維持のための軍隊を積極的に投入したことである。こうした展開は、地域機関による効果的な紛争解決手段が確実にひとつ増えたことを意味している。ECOMOGに関しては、隣国シエラレオネ紛争においても同様の手法がとられている。第2に、1997年には国連平和活動による支援に基づいて大統領選挙が行われたが、その際リベリア国民がそれまで同国国内で反政府勢力であったテイラーを新大統領として選出したことについてである。これに関し、平和構築の観点からは、民主化を是とするその国づくりの手法に従わざるを得なかったという点で興味深い。しかし、第3の特徴として、2003年の和平合意では、そのテイラー政権の辞任を要請する内容となっており、テイラー政権側が亡命以外に選択肢の残されていないほどに窮地に追い込まれていたとはいえ、政権移管を求める和平合意は確かにまれな事例であった。したがって、国際平和活動の進める平和構築は、シエラレオネで武装活動を支援するテイラー政権を排除する方向でその強制力も用いながら進められたと言えよう。

リベリアにおけるDDRについていえば、通常のDDRに加え、帰還(Repatriation)が加えられている点が興味深い。こうした必要性は、リベリアの周辺国が同国の武装勢力の形成にとって重要な役割を担っていたという

国境を越えた地域的な内戦構造への認識から生じているものである。また、一度はテイラー政権によって国家暴力装置を含めたガバナンス構築が期待されたところではあるが、その内側からも、外側からも武力衝突のための社会的亀裂が生じたことは、まさに DDR が不十分であったためであると言わざるを得ない。こうした教訓に基づき、UNMIL によるリベリア平和構築の基準には DDR のベンチマークは欠かせないものとして認識されており、現在もそうしたプロジェクトが継続中なのである。

参考文献

〔日本語文献〕

酒井啓亘 [2004] 「第二次リベリア内戦における国連平和維持活動の展開—ECOMIL から UNMIL へ—」(『神戸法学雑誌』第 53 巻、第 4 号、363-418 ページ)。

佐野康子 [2005] 「国際社会とアフリカにおける紛争—リベリア内戦を事例として—」(『六甲台論集 (国際協力研究編)』第 6 号、101-115 ページ)。

真島一郎 [2000] 「市民概念の語用とその限界—リベリア共和国から—」(武内進一編『現代アフリカの紛争』アジア経済研究所研究双書、No.500、293-353 ページ)。

六辻彰二 [2004] 「西アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS) の紛争管理メカニズム」(『サブサハラにおける地域間協力の可能性と動向 (平成 15 年度外務省委託研究報告書)』)。

山根達郎 [2004] 「冷戦後の国際平和維持活動 (PKO) と武装解除—マンデーの射程とその実効性」(大阪外国語大学国際関係講座編『国際関係の多元的研究 (東泰介教授退官記念論文集)』大阪外国語大学、2004 年、143-166 ページ)。

———[2006] 『国際平和活動における DDR—平和維持と平和構築との複合的連動に向けて—』(IPSHU (広島大学平和科学研究センター) 研究報告シリーズ、No.37)。

〔外国語文献〕

- Aboagye, Festus B. and Bah, Alhaji M. S. [2004] “Liberia at a Crossroads: A preliminary look at the United Nations Mission in Liberia (UNMIL) and the protection of civilians,” *Institute for Security Studies*, Paper 95, Nov.2004.
- Boas, Morten [2001] “Liberia and Sierra Leone—Dead Ringer? The Logic of Neopatrimonial Rule,” *Third World Quarterly*, Vol.22, No.5, 2001, pp.697-723.
- Florquin, Nicolas and Berman, Eric G. eds. [2005] *Armed and Aimless: Armed Groups, Guns, and Human Security in the ECOWAS Region*, A Small Arms Survey Publication, 2005.
- Lyons, Terrence [1999] *Voting for Peace: Postconflict Election in Liberia*, Brookings Institution Press, 1999.
- Malan, Mark, “Towards more effective peace operations: Learning from the African laboratory?,” in Thakur, Ramesh and Schnabel, Albrecht eds. [2001] *United Nations Peacekeeping Operations: Ad Hoc Missions, Permanent Engagement*, United Nations University Press, 2001.
- Paris, Roland [2004] *At War’s End: Building Peace after Civil Conflict*, Cambridge University Press, 2004.
- Stedman, Stephen John, Rothchild, Donald, and Cousens, Elizabeth M. eds. [2002] *Ending Civil Wars: The Implementation of Peace Agreements*, Lynne Rienner Publishers, 2002.
- UN [1992a] “Note by the President of Security Council, S/23886 (1992), 7 May 1992.”
- [1992b] “Security Council Resolution 788, S/RES/788 (1992), 19 November 1992.”
- [1993] “Security Council Resolution 866, S/RES/866 (1993), 22 September 1993.”

——[2003a] “Security Council Resolution 1497, S/RES/1497 (2003), 1 August 2003.”

——[2003b] “Security Council Resolution 1509, S/RES/1509 (2003), 19 September 2003.”

——[2006a] “Security Council Resolution 1688, S/RES/1688 (2006), 16 June 2006.”

——[2006b] “Twelfth Progress Report of the Secretary-General on the United Nations Mission in Liberia, S/2006/743 (2006), 12 September 2006.”

——[2006c] “Security Council Resolution 1712, S/RES/1712 (2006), 29 September 2006.”

——[2006d] “Thirteenth Progress Report of the Secretary-General on the United Nations Mission in Liberia, S/2006/958 (2006), 11 December 2006.”